# 地域診療情報連携システムに係る個人情報の取り扱いについて

当センターは、都道府県がん診療連携拠点病院として、府域の医療機関との地域医療連携を強化するため、医師の相互派遣の実施や診療連携ネットワークシステムの構築を図ると共に、 重粒子線がん治療施設等と相互に連携し、最先端のがん治療を府民に提供することが求められている。

一方、大阪府においては、地域の医療機関とがん専門病院との連携体制が課題であったことから、大阪府地域医療介護総合確保計画にて「地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業」として、必要な医療機関の機能分化及び病診連携の推進を図ることとしている。

１　地域診療情報連携システム

（１）システムの概要

地域の医療機関から紹介された患者ががん等の治療を終えて再び地域の医療機関に戻る際に、当センターにおける検査結果や診療の経過を地域の医療機関が正確迅速に把握し、効果的な診療が継続できるように、検査結果など当センターが保有する当該患者の診療に関する情報を、プライバシーを保護しつつ参照することを可能にするシステムである。

（２）システムの目的

　　本システムは、患者の事前の同意を前提とし、地域の医療機関から紹介された患者の当センターにおける診療情報を、紹介元の医療機関から安全に閲覧することを可能にし、もって地域医療の継続性を高め、住民の健康に益することを目的とするものである。なお、現在、地域の医療機関から紹介された患者を当センターで診療した後、地域の医療機関に逆紹介する際には、当センターから必要と思われる情報を提供しているところであるが、今回のシステム整備により、その情報を補完し、診療のより円滑な継続が可能となった。

２　整備内容

（１）ネットワークを利用した診療情報の閲覧システム

診療情報の利用の流れは以下の通りである。

①地域の医療機関から患者診療情報の閲覧申請（紹介患者のみ）

②患者の同意

③閲覧患者の登録

（地域医療機関と当センターでの患者番号の登録）

④診療所パソコン等からの閲覧

３　取り扱い個人データ

患者属性：患者ＩＤ、氏名、性別、生年月日、住所、保険診療に関する情報など

紹介医情報：紹介元医療機関、紹介医、紹介日など

入退院情報：入退院の記録、病棟・病室、入退院日時など

検体検査情報：血液・尿などの検体検査の依頼と結果

生理検査情報：心電図、呼吸機能など生理検査の依頼と結果

画像診断情報：放射線診断（造影、核磁気共鳴などを含む）、超音波検査、内視鏡検査及び処置・手術に関する情報、それらで得られた画像と読影情報

薬剤治療に関する情報：内服薬処方、外用薬処方、注射薬処方と実施に関する情報

その他診療上必要な情報及び診療に関する記録・文書類

４　連携システムの利用者と利用形態

利用者　　　当センターの連携登録医である地域医療機関の医師または歯科医師

利用形態 　紹介した患者の当センターにおける診療記録の閲覧

利用端末機　光回線等でインターネットに接続したパソコン等を利用する。

なお、通信においては、Webサーバー証明書及び端末機のクライアント証明書にて不正アクセス対策及び暗号化を実施している。

５　提供先

　本システムについて、平成29年９月に運用開始した。現在の利用状況は、以下のとおりである。（令和２年１月末日現在）。

　　◯利用機関数　　　　１か所

　　　　　　　　　　　　大手前病院

　　◯データ公開数　　　平成29年度　　57回

　　　　　　　　　　　　平成30年度　　76回

　　　　　　　　　　　　令和元年度　　 41回（１月末日現在）

（参考）大手前病院との連携について

　　大手前病院は、自院で運営している地域診療情報連携システム「濠端（ほりばた）ネット」を有しており、当センターも利用申請している。

◯データ取得数　　　平成29年度　　36回

　　　　　　　　　　　　平成30年度　　54回

　　　　　　　　　　　　令和元年度　　 46回（１月末日現在）

◯大手前病院から取得する診療情報利用の流れは以下の通りである。

　　①患者の同意

　　②共通診察券及び診療情報提供書の発行

　　③閲覧患者の登録

　　④パソコン等からの閲覧

　　◯大手前病院から提供される診療情報は以下の通りである。

　　患者属性：患者ＩＤ、氏名、性別、生年月日、住所、保険診療に関する情報など

紹介医情報：紹介元医療機関、紹介医、紹介日など

入退院情報：入退院の記録、病棟・病室、入退院日時など

検体検査情報：血液・尿などの検体検査の依頼と結果

生理検査情報：心電図、呼吸機能など生理検査の依頼と結果

画像診断情報：放射線診断（造影、核磁気共鳴などを含む）、超音波検査に関する情報、それらで得られた画像と読影情報

薬剤治療に関する情報：内服薬処方、外用薬処方、注射薬処方と実施に関する情報

その他診療上必要な情報及び診療に関する記録・文書類

６　大阪府個人情報保護条例第８条との関係

（１）第４項における通信回線による結合における公益上の必要性及び個人の権利

利益の保護対策

①公益上の必要性

大阪府においては、個々の医療機関の高度化、専門化が進んでいるところであるが、今後増加する医療ニーズに対応するためには、高度・専門化病院のさらなる特化の推進により役割分担とそれによる効率的な医療体制の構築が求められている。

一方で、府内においてはがん専門病院に患者が集中する傾向があることから、地域の医療機関との連携体制が不十分であると言われている。このため、情報通信技術等を活用した連携体制の構築が求められている。

②個人の権利利益の保護対策

ア　取り扱う個人情報の限定

　　　　　「３　取り扱い個人データ」に限定

イ　閲覧できる医療機関及び利用者の限定

(ア)閲覧可能な医療機関は、当センターへの連携登録医が属する医療機関のうち、利用申請のあったところのみ。

(イ)閲覧可能な利用者は、許可された医療機関の医師または歯科医師で、閲覧を許可されたものに限定

ウ　安全管理措置

当センターは、既に、患者の個人情報の取り扱いやシステムへのアクセス制限等を定めた規定（別紙１及び別紙２）を整備するとともに「地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱」（別紙３）により、利用者の範囲と責務を明確にした。

７　大阪府個人情報保護条例第１０条（委託に伴う措置等）について

① 利用者の診療情報の閲覧に際し、利用者管理、閲覧情報の画面編集・配信業務において、事業者のデータセンターで稼働するシステムを利用することから、契約締結時に「委託契約個人情報取扱特記事項」（別紙４）を定め、その遵守を契約条項に盛り込んだ。

また、事業者データセンターは、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.3版」に準拠したセキュリティー対策を施した。

② ①のシステムについては、利用者管理、医療機関ごとの患者番号の関連付けと医療情報の送信だけを行うものとし、患者の個人情報は保持しない。

８　まとめ

地域医療機関に診療情報を提供することで、治療の継続性を確保し、医療機関間の検査等の重複を避け患者の負担軽減が図られた。また、住民の健康に寄与するなど公益性が大きく、個人の権利利益を不当に侵害することなく運用しているものと考える。